

公募にかかる質疑応答

【1】現状のまま利用したいが、今年の年末から利用出来ますか？

暫定的な利用に限って利用していただけます。

【2】イノシシの被害が懸念されるが、獣害防止柵は農地整備事業で実施していただけますか？

実施可能です。

※ 実施要領 別表 2 (3) 侵入防止柵の設置

【3】希望するブロックを指定出来ますか？

参加申込書（様式2）にあるとおり、希望するブロックではなく当選した場合でも参入辞退したいブロックを記載していただくことにしています。

【4】すでに参入されている企業と作付作物が同じでもかまいませんか？

個々の企業が独自の販売ルートを持っているため、問題ありません。

【5】量水計設置費用は借受事業者が負担するとありますが、費用はどの程度ですか？

メーカー等によっていろいろあるようですので、専門の業者にお尋ねください。

【6】契約期間は15年以上50年未満の範囲でとありますが、契約期間が終了後も引き続き借り受けることは可能ですか？

地権者との調整により、合意を得ることができれば可能です。

【7】整備工事の実施は令和5年4月とありますが、農地整備工事のうち、樹木の伐採・抜根だけを早期に着手してもらうことは可能ですか？

樹木の伐採・伐根を含めて農地整備工事の着工予定は令和5年4月です。工事着工までに利用する場合は、樹木の伐採・伐根は原則として借受事業者が自らの費用で行うこととなります。（借受事業者が自ら行う樹木の伐採・伐根については、条件により国又は県の補助金を受けることが可能です。）

【8】営農計画書に定めた農業用施設の設置を途中で取り止めた場合はどうなりますか？

営農計画を評価して借受事業者を選定するものですので、事業は計画どおり実施してい

ただが必要があります。営農計画は実現可能な内容として定めてください。計画どおりの事業が実施できない場合は、農地借受契約を解除する可能性があります。

【9】 営農計画書には様式3-1、3-2の2種類がありますが、どのように使い分けるのですか。

プロポーザル実施要領の5の(4)にあるとおり、応募者は認定農業者又は認定新規就農者になる必要があります。認定農業者の場合は様式3-1を、認定新規就農者になる場合は様式3-2を提出します。

【10】 電気、上水道、下水道、ガス、通信等のインフラの整備は、農地整備工事の対象になりますか。

電気、上水道、下水道、ガス、通信の引込工事は、借受事業者が必要に応じて自らの費用で行います。

【11】 個人事業者の場合の財務諸表等の提出について、どのような書類をまとめたらよいでしょうか。

営農計画書の様式(様式3-1又は様式3-2)中に記載のとおり、個人として応募する際は、①自己資金の場合は預貯金残高、所有する動産・不動産に関する資料を、②銀行その他から融資を受ける場合は、借入計画、融資額証明書などの資料と確定申告資料(収支内訳書)を添付します。

【12】 現在、財務状況は債務超過ですが、応募して借受事業者になることはできますか。

直近の事業年度で債務超過となっており、かつ5年以内に債務超過の解消が見込まれないと判断される場合は、応募資格がないものと判断します。債務超過である場合は、経営改善計画書を作成し、債務超過になった原因や理由を示し、債務超過解消方法について、具体的な説明を記述してください。この資料をもとに審査を行います

現地に係る質疑応答

(令和3年 9 月更新分)

【1】 農地の賃料が発生するのは、いつからになりますか？

営農開始に際して農地の貸借契約を結ぶことになり、その時点から発生します。農地整備後に営農開始するのであれば、令和6年1月頃予定の契約となります。また、現状のまままで暫定的に営農開始する場合は、令和3年12月頃に貸借契約を結び、その時点から賃料が発生します。

【2】 当該農地に建物を建てることはできますか？

当該農地はいわゆる農振農用地ですが、農機具庫や種苗貯蔵施設などの農業用の施設、及び地域の農産物をメインとした農家レストランにあっては、農地整備の調査設計の段階で、計画に位置づけたものに限り建設が可能です。一方、いったん農地として整備され、借り受けた農地については、その後に建物を建てることは原則できません。

【3】 北淡路地区には、100ha の耕作放棄地があるとのことですが、今後の計画はどうなっていますか？

このたび、東浦4東団地等において地権者の了解をとりつけることができ、15.6haについて募集することとなりました。このように、地権者了解をとりまとめ、順次、1～2年後に借受事業者を募集していきたいと考えています。

【4】 農業用水の送水は、ポンプ圧送ですか、自然流下ですか？

常盤ダム、谷山ダムの2つの水源から、ポンプ圧送で高台のファームポンドまで送水しており、そこから各農地に自然流下で送水しています。

【5】 募集対象作物となっている高収益作物とは何ですか？また、稲作は対象となっていないのですか？

高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、米、麦、大豆等、個別の作物の経営に対する農林水産省補助金の対象作物は該当しません。ただし、高収益作物を栽培し、その収穫後に二毛作として米、麦、大豆等を栽培することは問題ありません。

【6】 傾斜した農地を水平に整備する場合、切土、盛土について、どのような工事になりますか？

農地整備は、整備する区画において切土と盛土を行い、特に盛土部分については入念に

転圧を行い水平に仕上げます。

- 【7】 今回の募集に含まれない部分（整備計画対象外の農地）がありますが、借受農地での営農に影響はありませんか？

この部分は、今後も所有者自らが耕作を続けていくとしている農地です。今回の募集の対象には含まれませんが、隣接する農道については、借受農地での営農に支障がないよう拡幅を行う予定です。

- 【8】 事前に農業用ハウスの設計を行いたいのですが、農地整備工事が完了するまで各ほ場の形状が分からないのですか？

借受事業者が決定してから令和4年3月までに、借受事業者の営農計画に即して、市が農地整備の調査設計を行います。この調査設計において、各ほ場の形状は概ね決定しますので、この時点で施設の設計は可能となります。なお、農地整備工事については、令和4年11月に国へ事業採択を申請し、令和5年4月に国の採択を受け、実施設計の後、着工する予定です。

- 【9】 応募する場合、農作物の販売先について決めておかないといけませんか？

応募時点では、必ずしも決定しておく必要はありませんが、既に販売先が決定している場合は、「販売先が決定している」ことを様式3-1、又は3-2において、「〇事業の実現性に関する事項ウ販路の確保」欄に記載してください。販売先が決定していない場合でも、予定している販売先を記載してください。

- 【10】 農機具庫などの農業用施設の用地整備は、農地整備工事の対象となりますか？

農機具庫等、耕作の用に供しない土地については、農地整備工事の対象ではありません。施設建設に必要な用地の整備（造成）は、借受事業者が土地の借受後に自らの負担で行うこととなります。なお、農業用施設の建設については、別途助成が受けられる場合もあるので、市へ相談願います。

- 【11】 提出する5ヶ年の営農計画において、段階的に面積を広げていく計画は可能でしょうか？（例えば、1年目は3ha→3年目で5ha→5年目で7haなど）

農地整備工事完了から6ヶ月以内に営農又は施設の設置等に着手することを条件としていますが、工事後すぐにすべての借受農地について着手することを求めているわけではありません。できるかぎり早期に営農が開始されることを期待していますが、計画的に営農面積の拡大を図ることについては問題ありません。

- 【12】 借受事業者の負担で井戸を掘削して水源を確保するというのも可能でしょうか？

土地所有者の了解が得られれば、自主施工での井戸掘削は可能と考えます。

【13】 淡路市以外で認定新規就農者の認定を受けている場合、本団地で営農開始後、新たに淡路市から認定を受ける必要はありますか。

東浦4東団地等において効率的かつ安定的な農業経営が実現されることを想定しており、他市町で認定を受けている農業者であっても、当該団地の借受農地のみで一定水準以上の経営が行われることを求めています。

【14】 農業用ハウス建設のためには一定の地盤強度（地耐力）が必要ですが、農地整備工事において、そのような農地を造成していただけますか？

ハウス建設を計画する農地の整備工事については、より入念に転圧しますが、その上で必要な地盤改良については、借受事業者が自ら行うこととします。なお、地盤改良を含め、ハウスの建設については、国、県の助成制度があるので市へ相談してください。

【15】 農産物の販売について、特定の農協等を経由しなければならないといったような条件はありますか？

ありません。

【16】 新規販売先の開拓のために、農協・JA 県信連・日本政策金融公庫等が開催する地域のマッチング商談会への参加について、斡旋していただくことは可能ですか？

各種の商談会等への参加について、特別な便宜を図ることは予定していませんが、農林漁業者と商工業、医療、福祉、観光など様々な分野の事業者、研究機関等との異業種連携によって、多様なマーケットニーズに応える県産農林水産物の生産や新たな加工品、サービスの開発等を支援する「『農』イノベーションひょうご推進協議会」へ加入することにより、この協議会が実施する各種セミナーや交流会へ参加していただけます。

【17】 有機農産物の認証を受けたいのですが、隣接地からの使用禁止資材の飛散、又は流入を防ぐことはできますか？

当該団地における農薬の施用については、一般の農地と同様に、農薬取締法に基づく使用基準に従うこととなります。周辺からの「有機 JAS」における使用禁止資材の飛散、又は流入の防止のために講じる必要な措置は、基本的には借受事業者自らが対策（緩衝地帯の設定など）を講じていただくこととなりますが、農地配分計画を定める際に、隣接地からの影響ができる限り最小化されるよう配慮します。

北淡路土地改良区

〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤 1372-1

TEL：0799-82-0387 FAX：0799-82-1267